

千曲市告示第40号

千曲市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修 一

千曲市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成15年千曲市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（次項において「補助事業」という。）は、同項の表に掲げる事業とする。ただし、市長が特に必要があると認める事業については、この限りでない。

2 補助事業の種類、対象経費、補助基準額及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助事業の種類	対象経費	補助基準額及び補助率
共済掛金支援事業	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条の規定に基づき共済掛金のうち施設負担分、保護者負担分を民間保育所等が負担した場合の経費	共済掛金のうち、保護者負担分を70/100として算定した額の10/10以内
障害児保育対策事業	障害児を受け入れている民間保育所等における当該児童に対する保育士の加配等に要する経費と右欄の補助基準額とを比較していずれか少ない額。ただし、対象となる障害児及び児童は、国及び県の同様の補助金等の交付対象となる障害児及び児童を除く。	次の区分により算定した額の10/10以内 1 特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による）の障害級が1級に該当する障害児（所得により手当の支給を停止されている者を含む。）が入所している場合月額148,500円×各月初日現在の延べ障害児数 2 特別児童扶養手当の障害級が2級に該当

		<p>する障害児（所得により手当の支給を停止されている者を含む。）が入所している場合月額74,250円×各月初日現在の延べ障害児数3 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている障害児、療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）に基づくB1以上の療育手帳の交付を受けている障害児又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児が入所している場合月額37,125円×各月初日現在の延べ障害児数4 前項に規定する以外の等級の障害児及び病名が明らかな診断書等の発行を受けている児童で市長が認める者が入所している場合月額18,560円×各月初日現在の延べ障害児及び児童数</p>
使用済み紙おむつ処理費支	保育事業を実施する中で、施	使用済み紙おむつ等の処理に

援事業	設が排出する使用済み紙おむつ等の処理に要する経費	要する額の1/2以内
保育士加配支援事業	保育士加配支援事業の実施について（令和5年8月24日付けこ家第242号長野県県民文化部長通知）別添の保育士加配支援事業実施要綱に規定する経費	長野県が定める保育士加配支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助基準額の10/10以内
延長保育事業	延長保育事業の実施について（令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知）別紙の延長保育事業実施要綱に規定する経費	子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知）別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱で規定する延長保育事業の補助基準額の10/10以内
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について（令和6年4月25日付けこ成保第261号・6文科初第298号こども家庭庁成育・文部科学省総合教育政策・初等中等教育局長連名通知）別紙の多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱に規定する認定こども園特別支援教育・保育経費に要する経費	子ども・子育て支援交付金の交付について別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱で規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助基準額の10/10以内
保育体制強化事業	保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日付けこ成事第

	雇用均等・児童家庭局長通知) 別添6の保育体制強化事業実施要綱に規定する経費	520号) 別紙の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱で規定する保育体制強化事業の補助基準額の10/10以内
保育補助者雇上強化事業	保育人材確保事業の実施について別添7の保育補助者雇上強化事業実施要綱に規定する経費	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和5年10月12日付けこ成事第520号) 別紙の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表で規定する保育補助者雇上強化事業の補助基準額の10/10以内
保育環境改善等事業	認可保育所等設置支援事業の実施について(令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知) 別添の保育環境改善等事業実施要綱に規定する経費	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について別紙の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱で規定する保育環境改善等事業の補助基準額の10/10以内
保育所等業務効率化推進事業	保育所等業務効率化推進事業の実施について別紙に定める保育所等業務効率化推進事業実施要綱に規定する保育所等におけるICT化推進等事業に要する経費	保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業等分)の国庫補助について(令和7年9月18日付けこ成保第542号) 別紙の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱で規定する保育所等業務効率化推進事業の補助基準額の10/10以内
保育の質の向上のための研修等事業	職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について(令	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助に

	<p>和6年3月30日付け成事第350号子ども家庭庁成育局長通知) 別添1の保育の質の向上のための研修等事業実施要綱に規定する経費。ただし、1施設当たり3万円を下限とする。</p>	<p>について(令和5年7月20日付け成事第108号子ども家庭庁長官通知) 別紙の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱に規定する補助基準額の10/10以内</p>
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。